

大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第45号

大和市公共下水道施設の構造の基準等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号。以下「条例」という。）第3条第2項及び第4条に基づき、公共下水道施設の構造の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例及び下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の関係法令の例による。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第3条 条例第3条第2項第1号に掲げる排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして次項で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立ち入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手^{とう}の設置その他の第4項に規定する措置が講ぜられていること。

2 前項第3号に規定する生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない施設は、次に掲げる排水施設及び処理施設とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入る恐れのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端に

おける水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和33年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

3 第1項第5号の規定により講じなければならない措置は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める耐震性能を満たすこととする。

(1) 重要な排水施設及び処理施設（これに補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能 次に掲げる基準を満たすこと

ア レベル1地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ レベル2地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有す地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やか流下能力及び処理施設の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(2) その他の排水施設 前号アに掲げる基準を満たすこと。

4 前項に規定する耐震性能を確保するために講ずべき措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設及び処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化、砕石による埋戻し、杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設及び処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設及び処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設及び処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水施設の構造の基準)

第4条 条例第3条第2項第2号に掲げる排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、次項で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

2 前項第1号に規定する数値は、排水管の内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては、5,000平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造の基準)

第5条 条例第3条第2項第3号に掲げる処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第3条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように次項に定める措置が講ぜられていること。

2 前項第2号に規定する措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理)

第6条 条例第4条に規定する終末処理場の維持管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう次項で定める措置を講ずること。

2 前項第6号に規定する措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 汚泥の処理を伴う排気による生活環境の保全又は人の健康保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備等の措置
- (2) 汚泥の処理を伴う排液による生活環境の保全又は人の健康保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水等の措置
- (3) 汚泥の処理を伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止等の措置

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。